

養子縁組あっせん法における政省令事項等

1. 政令事項

- ・養子縁組あっせん事業の許可の欠格事由となる法律（第8条）
- ・養親希望者が罰金刑に処せられた場合のあっせん禁止に係る法律（第26条）
- ・大都市特例（第41条）
- ・施行期日（附則第1条） 等

2. 省令事項

- ・養子縁組あっせん事業に係る許可の手続（第6条、第7条）
- ・民間あっせん機関が徴収できる手数料の種類等（第9条）
- ・許可証の交付手続（第10条）
- ・養子縁組あっせん事業の変更、廃止の手続（第13条、第14条）
- ・帳簿に記載すべき事項及び帳簿の備付方法（第18条）
- ・事業を廃止した場合等の帳簿の引継方法（第19条）
- ・民間あっせん機関による事業報告の手続（第20条）
- ・民間あっせん機関の業務の質の評価を行う機関及び評価方法（第21条）
- ・養親希望者による養子縁組あっせんの申込みの手続（第24条）
- ・養親希望者が受けるべき研修（第26条）
- ・民間あっせん機関が児童の父母等の同意を得る手続（第27条）
- ・民間あっせん機関が縁組成立前養育の際に養親希望者から同意を得るべき事項（第29条）
- ・養子縁組成立した場合に民間あっせん機関が確認するべき事項（第30条）
- ・養子縁組あっせんの各段階において都道府県等に報告すべき事項（第32条）
- ・養親希望者等に提供するべき情報及び提供不可の情報（第34条）
- ・養子縁組あっせん責任者の資格要件（第36条） 等

3. 指針（告示）

- ・民間あっせん機関が適切に業務を行うために必要な事項